

主唱/法務省

つぎなう、とは何か。
その間いともきあいながら
ともに生きていく。
あやまちの「そのあと」にこそ。
社会の支えが必要です。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

おかえり。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第64回 社会を明るくする運動

更生保護法人 全国保護司連盟 更生保護法人 日本更生保護協会

7月は社会を明るくする運動強化月間

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪と非行の防止と立ち直りについて考え、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない地域社会を築こうという国民運動です。

取得した財産の価額の合計から債務や葬式費用の金額を控除し、相続開始前3年以内の暦年課税に係る贈与財産の価額を加算した「正味の遺産額」の合計が基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。申告および被相続人の死亡したことを知った日の翌日から10カ月以内です。詳しくは問い合わせください。

◎問い合わせ先

出水税務署
☎(62) 0200

夏の節電にご協力を

九州電力では、今夏の電力需給について、昨夏より大幅に厳しい受給状況を予想しています。そこで生活や健康、生産・経済活動に無理のない範囲での節電への取り組みを勧めています。

○節電を勧める期間と時間帯

7月1日～9月30日の平日
(8月13日～15日は除く)

午前9時～午後8時

○節電の取り組み方法

エアコンは28℃に設定する、「すだれ」や「よしず」などで窓からの日差しを和らげる、無理のない範囲でエア

コンを消し扇風機を使用する、不要な照明は消す、テレビは省エネモードに設定するとともに必要などき以外は消す、冷蔵庫の設定を「強」から「中」に切り替える、扉を開閉する時間を減らす、食品を詰め込まない、使用しない家電製品は本体の主電源を切るなど

◎問い合わせ先

九州電力株式会社出水営業所
☎0120(986)801

自然災害による税の減免制度について

風水害や震災、火災などの

災害によって住宅などの財産に損害を受けた場合は、損害の程度に応じて県税(個人事業税、自動車税、不動産取得税、産業廃棄物税、個人県民税)の減免や納入期限の延長などの措置を受けることができます。これらの措置を受けるには、一定の要件に当てはまり、申請書の提出が必要となります。詳しくは、最寄りの地域振興局などへお問い合わせください。

◎問い合わせ先

北薩地域振興局県税課
☎0996(25)5206